

## 協同労働の協同組合法（仮称）の早期制定を求める意見書

地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、NPO法人（特定非営利活動法人）や協同組合、ボランティア団体など、地域に密着した非営利団体の力に大きな期待がかかっている。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが協同して出資し、経営し、働くという形態のもと、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす活動を続けており、新しい公共を市民が担う事業体として注目を集めている。

この「協同労働の協同組合」の事業規模は幅広く、正規に雇用されない若者や高齢者、フリーター等の受け皿としても期待されるが、社会的理解が不十分であり、法的根拠がないことから法人格が取得されず、団体として自治体の入札や契約に参加できない、あるいは社会保障の負担が働く個人にかかる等の問題を抱えている。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されており、我が国においても、市民主体のまちづくりの創造や新たな公共サービスの担い手となることを目指す「協同労働の協同組合」に対する一刻も早い社会的な認知が必要である。

よって、政府におかれては、社会の中で協同して仕事を起こし、社会に参加する道を開く有力な法制度として、協同労働の協同組合法（仮称）を早期に制定されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

兵庫県明石市議会